

盛土規制法における「農業用ため池の防災工事」の取扱い

- 農業用ため池は盛土規制法施行令第2条及び施行規則第1条において「公共施設用地」として位置づけられているため、ため池の防災工事に伴う特定盛土等又は土石の堆積は盛土規制法の対象外。
- 「公共施設用地」を「公共施設用地」以外の用地にするための盛土等は盛土規制法の対象となるため、ため池の廃止工事に伴う土地の形質変更は盛土規制法の対象となる場合がある。

	宅地造成等工事規制区域内 特定盛土等規制区域内	宅地造成等工事規制区域外 特定盛土等規制区域外
(防 災 工 事 を 除 く 。)	規制対象外	
廃 止 工 事	【公共施設用地※にする場合】 規制対象外	規制対象外
	【上記以外の場合】 開削工事：規制対象外（残置される堤体は既存盛土等調査の対象となる場合がある） 埋立工事：規制対象（一定の規模以上のもの）	

※ 公共施設用地

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設、国又は地方公共団体が管理する施設（学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）